

損害賠償専決処分について

令和6年3月29日に、馬堀自然教育園内の樹木の枝が折れ、隣接住宅の屋根に落下し、破損させた事故について、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成18年横須賀市条例第58号）の規定により、市長は専決処分を行い、下記のとおり示談し、損害賠償を行ったので報告します。

なお、地方自治法第180条第2項の規定により次回市議会定例議会に報告することを併せて報告します。

記

相手方	内 容
市内男性	住宅の屋根を破損させたことについて、損害賠償として、273,900円を支払った。